

婦人の地位



保存資料
婦人課

情報 No. 6

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

も く じ

- I 国連婦人の10年1980年世界
会議の概要
- II 国連婦人の10年前半期の主な推
進状況(概要)
- III 主要国における国内行動計画の策
定状況
- IV 「国連婦人の10年」の中間年を
めぐる社会の動き
 - 1. 国内ニュース
 - 2. 国際ニュース

1980年 8月

労働省婦人少年局

I 国連婦人の10年1980年世界会議の概要

1980年が、「国際婦人年」に続く「国連婦人の10年」(1976～1985年)の中間年にあたるところから、婦人の10年前半期における男女の実質的な平等をすすめる諸活動の見直しと評価及び後半期のプログラムを検討するため「国連婦人の10年1980年世界会議」が開催された。同会議の概要は以下のとおりである。

1. 会議の内容

(1) 開催期日

1980年7月14日(月)～30日(水)

(2) 開催地・会場

コペンハーゲン(デンマーク)のベラセンター

(3) 会議事務局長

Ms. Lucille Mathurin Mair

同事務局長は1975～78年にジャマイカの国連大使を、1978～79年に駐キューバ大使をつとめている。

(4) 参加国数 145

この他、国連専門機関、オブザーバー等が参加した。

日本からは、高橋展子在デンマーク特命全権大使を首席代表とする政府代表団(別記)が派遣された。

(5) 実質議題

① 南部アフリカの婦人に対するアパルトヘイトの影響

(a) 状況の見直し

(b) 南部アフリカの婦人に対する援助のための特別措置

② 国連婦人の10年前半期における「世界行動計画」の実施状況(国連婦人の10年の諸目標達成にあたっての進捗状況及び問題点)の検討及び評価

(a) 「世界行動計画」本文46に規定されている最低目標達成の国内レベルでの進捗状況及び問題点の検討及び評価

(b) 国連婦人の10年の諸目標達成のための国連諸機関の地域的・世界的計画の検討及び評価

③ 国連婦人の10年後半期のための行動計画

(a) サブ・テーマ「雇用、健康、教育」に重点を置いた経済社会開発における婦人の統合及び参加のための国家目標及び戦略

(i) 計画及び監視

(ii) 国家機構

(b) サブ・テーマ「雇用、健康、教育」を考慮した地域的、国際的目標及び戦略

(c) 世界の婦人難民の状況

④ 占領地域内外におけるパレスチナ婦人に対するイスラエル占領の影響

(a) パレスチナ婦人の社会的、経済的ニーズの検討

(b) 占領地域内外のパレスチナ婦人の援助のための特別措置

(6) 会議の構成

会議は、本会議の他、第1委員会、第2委員会及び全体委員会が設置され、実質的な審議にあたった。

本会議、三委員会の議題、決議等は以下のとおりである。

〔本会議〕（議長：オスタゴーデンマーク文化大臣、副議長23名）

本会議においては、開会式、議長選出、手続規則、議題採択、会議報告書の採択等が行われた。

本会議においては、136カ国が一般演説を行った。我が国も、7月15日に、高橋展子首席代表が演説（別記）を行った。

また、世界会議に対し、各国首脳からメッセージが寄せられたが、我が国も、7月16日本会議において首席代表が内閣総理大臣メッセージの代読を行った。（メッセージ別記）

なお、本会議で採択された決議は、以下の3本である。（以下、決議要約）

- ・アラブ人民及び政府との連帯
- ・主催国への感謝表明
- ・1985年世界婦人会議開催問題

〔第1委員会〕（議長：セネガル、副議長：マレーシア、パラグアイ、ルーマニア）

本委員会では、前述(5)の①(a)、②(a)、③(a)、④(a)を議題とし、国内レベルの問題に関する審議が行われた。

また、本委員会では、各地域から2名、アジアからは、インドネシア、我が国を構成員とする起草委員会が設置され、後半期行動計画案の一部につき審議が行われた。

なお、本委員会では採択された決議は以下の11本である。

- ・家族計画
- ・婦人障害者の状況改善
- ・婦人移住者
- ・高令婦人及び経済保障
- ・被虐待婦人及び家庭内の暴力
- ・国内レベルにおける世界行動計画実施についての再検討及び評価
- ・若い婦人のための特別措置
- ・婦人差別撤廃条約
- ・極貧の状況にある婦人
- ・教育及び訓練における平等促進
- ・婦人及び人種に基づく差別

〔第2委員会〕（議長：インド、副議長：ブラジル、ブルガリア、トルコ）

本委員会では、前述(5)の①(b)、②(b)、③(b)、(c)、④(b)を議題とし、国際レベルの問題に関する審議が行われた。

本委員会では採択された決議は、以下の34本である。

- ・平和裡の生活のための社会の準備における婦人の役割
- ・センサス、質問書を通じての婦人に関するデータの収集

- ・サヘル地域における干ばつコントロールの強化
- ・レバノン婦人への援助
- ・国際平和と安全の強化並びに植民地主義、人種主義、人種差別、外国の侵略、占領及びあらゆる形態の外国支配に対する闘争への婦人の参加
- ・世界の婦人難民・婦人流民の状況
- ・
- ・婦人の健康と福祉に対する統合的アプローチ
- ・開発途上国の公共企業のための国際センター
- ・南ア制裁の国際会議
- ・家族の遺棄を防止するための国際立法
- ・チリにおける婦人の状況
- ・エル・サルヴァドルの婦人の状況
- ・麻薬の不法売買の統制
- ・国連地域委員会事務局における婦人のプログラム及び婦人の採用の強化
- ・国連システム内における婦人の地位問題の調整
- ・行方不明者の問題
- ・国連事務局の婦人
- ・国際飲料水供給、衛生の10年
- ・脅迫と攻撃から免れ、あらゆるソースから開発援助を求めるための全ての国の権利について
- ・サラウィの婦人に対する援助
- ・ニカラグアの再建のための国際援助
- ・婦人と開発援助計画
- ・太平洋の婦人の健康と福祉
- ・婦人の地位向上のための国際調査訓練研修所
- ・開発における婦人の統合のための機構の設置及び強化
- ・婦人の地位委員会の役割の強化
- ・婦人と栄養の自給自足
- ・国連婦人の10年基金
- ・南ア、ナミビアにおけるアパルトヘイトと婦人
- ・売春の搾取と人身売買
- ・ボリヴィアの状況
- ・NIEO実施のための国連の努力の枠組の中における国連婦人の10年の目標実施
- ・農業における婦人と農村地域

我が国は、「婦人の健康と福祉に対する統合的アプローチ」決議案を提案した。

なお、全体委員会では、行動計画案のうち、序文、第1章（歴史的局面）及び第2章（概念的構成）について審議を行った。

また、後半期行動計画案は、本会議において賛成94（含日本）、反対4（アメリカ、カナダ、オーストラリア、イスラエル）、棄権22（西側諸国）で採択された。

「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名式は、同会議中、2回（第1回 7月17日、第2回 7月29日）にわたり行われ、我が国も7月17日に署名を行った。
（詳細 31頁参照）

2. 国連婦人の10年1980年世界会議日本政府代表团

代 表	高 橋 展 子	在デンマーク特命全権大使
	（首席代表）	
	縫 田 暉 子	国立婦人教育会館長
	関 栄 次	外務大臣官房審議官（兼国際連合局）
	赤 松 良 子	国際連合日本政府代表部公使
	柴 田 知 子	内閣官房内閣審議官
代表代理	高 橋 淳	農林水産省農蚕園芸局普及部生活改善課長
	佐 藤 ギン子	労働省婦人少年局婦人労働課長
	久 米 邦 貞	在デンマーク大使館参事官
	原 島 秀 毅	国際連合日本政府代表部参事官
	田 中 キミ子	内閣総理大臣官房総理府事務官
	富 川 明 憲	外務省国際連合局企画調整課首席事務官
	大 泉 博 子	厚生大臣官房総務課課長補佐
代表顧問 顧問団	大 羽 綾 子	婦人問題企画推進会議委員
	土 井 たか子	衆議院議員（日本社会党）
	小 林 政 子	同（日本共産党）
	石 本 茂	参議院議員（自由民主党）
	大 鷹 淑 子	同（同）
	粕 谷 照 美	同（日本社会党）
	渡 部 通 子	同（公明党）
	柏 原 ヤ ス	同（同）
	沓 脱 タケ子	同（日本共産党）
	佐々木 美 子	衆議院参事
随 員	野 住 不二男	参議院参事
	伊 藤 絢 子	在スウェーデン大使館二等書記官
	勝 野 知 子	在イギリス大使館二等書記官
	中 山 トシ子	在デンマーク大使館二等書記官
	吉 藤 正 道	在オーストリア大使館二等書記官
	北 井 久美子	外務省国際連合局企画調整課事務官
	小 川 雅 生	同 上

1980年7月15日

議長

私は、日本政府を代表して、貴下がこの歴史的に重要な会議の要職に就かれたことに心から祝意を表するとともに、この会議が議長の卓越した、かつ、公正なる指導力のもとに、実り多き成果を挙げることを期待致します。わが代表団は、議長がこの重大な責務を遂行されるためにあらゆる協力を惜しまない所存であります。

私はまた、今回の会議のため施設・便益を提供され、多大の労をとられたマルグレーテ二世陛下並びにデンマーク王国政府と国民に対し、心からの感謝の意を表したいと思います。私は、デンマーク王国が、婦人の地位向上に他国の範となるような誇るべき成果を挙げられていることに對し、心から賞賛の念をいだくものであり、本会議が貴国で開催されることは極めて時宜を得たものと信じます。

さらに私は、この会議の準備に献身的な努力をされた世界会議準備事務局のメイヤー事務局長及びその職員に対し、ならびに社会開発人道問題センターの職員及び国際連合婦人の地位委員会の委員各位に対し、深甚なる感謝と賞賛の念を述べたいと思います。

議長

5年前、私たちは、メキシコにおいて、婦人が直面している諸問題を直視し、「平等、発展、平和」の目標を達成するための国内的国際的行動指針としての世界行動計画を策定しました。

日本政府と国民は、国際連合が、この計画における諸提案を世界各国の個人と政府、民間の諸機関及び国際諸機関が長期的に検討し、推進していくための期間として「国連婦人の10年」を宣言するとともに、前半期5年間の進展の確認・評価と後半期のための一層具体的かつ明確な行動プログラムを策定することを目指してこの会議を招集したことを高く評価し、心から歓迎するものであります。

議長

わが国は、わが国自身の歴史的発展過程、とくに過去100年の政治、経済、社会等各分野の発展の経験から、開発途上国の開発への意欲には深い共感を覚えております。大量貧困克服のためには、経済・社会開発の推進に向かって、開発途上国の主体的な努力が必要であることは申すまでもありません。

わが国の第二次大戦前における近代化の過程では、今日のわが国で当然視されている権利を認められなかった婦人大衆が、多大な忍苦と犠牲を強いられつつ、男性に劣らない重要な役割を果たしました。そして、遺憾ながら、彼女たちは開発による利益の正当な分け前を享受しなかったのであります。わが国は、こうした経験を踏まえ、開発の企画、実施、評価という全過程に、婦人が男性と同等の権利、機会、責任をもって主体的に参加し、かつ開発による利益を正当に享受することが、開発において全ての個人及び社会の福祉の一層の向上をもたらす、男女平等を促進し、民主主義を確立し、世界の平和の達成をもたらすものであると確信します。わが国は、こうした認識にたつて、開発途上国の婦人の開発への完全な参加を今後一層積極的に支援していく決意であります。

婦人が開発過程において平等かつ効果的な役割を果たすには、雇用機会が平等に与えられねばなりません。また、健康は開発活動への参加、生活の質の全般的向上にとってミニマムな条件であります。さらに、教育が「国造り」の基礎であり、「人造り」の重要な要素であつて、開発そのものの有効性を左右するものであることは、国民の教育に非常に力を入れ、知的水準を向上させたことが近代化及び高度経済成長達

成の最大の要因となったわが国やその他の国の歴史的経験からみても明らかであります。わが代表団は、かかる認識から、この会議及び後半期行動プログラムのサブ・テーマを「雇用・健康・教育」としたことは時宜を得ており、有効であると考えます。

わが国が従来より行ってきた家族計画プロジェクト、技術者養成等を含む開発援助協力はこれらの分野における開発途上国の婦人の地位の向上に資するものと確信しておりますが、今後は、これに加え、とくに教育協力の拡充、文化交流の強化等を通じての開発途上国の「人造り」への貢献を重視する決意であります。また、わが国は、国際機関を通じての協力も、引き続き積極的に行う所存であります。国連婦人の10年基金については、その目標額の10%に相当する100万ドルの拠出をすでに誓約しております。

個々の開発援助計画の作成にあたっては、それらの援助が開発途上国の婦人の地位の向上に真に寄与するものとなるようきめ細かい配慮を行うことが重要であります。わが国も今後従来にましてこの点に大きな配慮を払ってまいりたいと考えます。

さらに、わが国は、第二次大戦後農地改革を実現させ、農業改良普及事業の実施、農業協同組合の確立等により農村の民主化が進展し、その後の高度経済成長も相まって、農業生産及び農家生活は著しく改善されました。また、わが国における教育及び健康の水準は世界に誇れるものでありますが、これは永年にわたる諸施策の実施の結果であるとともに、教育及び衛生水準の向上を志向する国民自身の努力に負うところが大きいのであります。わが国は、開発途上国の参考になるならば、わが国の経験に基づくこれらの分野の情報を喜んで提供したいと思います。

議長

私は、さらに、今なお世界の各地域における紛争、差別、戦乱により多数の人々が苦難を強いられていることに悲しみを覚えるものであります。これらの人々、とくに経済的、社会的劣位にあり、母性の観点から保護すべき婦人と子供が、いかなる状況にあるかを思うとき、我々の心は痛まずにはおられません。

わが国は、これらの人々のために国連組織を通じてできる限りの救済を行うべく努力をしておりますが、国連憲章の精神と原則に従った平和と正義の達成こそすべての人々が最も願うところであり、私も、平和で差別のない世界が一日も早く確保されることを心から訴えたいと思います。

議長

私は、ここで日本の婦人の現状について触れたいと思います。

今日日本国憲法により法の下での男女平等の原則は確立し、婦人は政治、経済、社会等あらゆる場における男性と同等の権利を法的に保障されています。また、近年の経済社会の発展により、婦人の生活は大きく変化し、婦人の教育水準の向上、家事合理化、平均寿命の伸長等が相まって、職業をはじめ種々の社会的活動に参加する婦人が増加し、各分野で婦人の果す役割は重要になってきております。

しかし、こうした状況は、決して、婦人の完全な社会参加が実現したことを意味するものではありません。

たしかに、法制上その他多くの分野において少なからぬ進歩が達成されましたが、現実にはなお、伝統的男女の役割分担意識が社会に根強く残っており、これに基づく社会慣行があります。この意識及び慣行の改変という困難な問題にどのように対処していくかが今後のわが国の主要な課題です。

国際婦人年及び国連婦人の10年は、かかる状況下にあるわが国にも多大な影響を与えました。わが国では、メキシコ大会ののちいち早く、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題を総合的に取り扱う機構としての婦人問題企画推進本部を政府内に設置するとともに、国内行動計画及び前半期5年間の重点目標を策定、また、地方行政レベルにおいても、婦人関係行政が組織化され、各自の行動計画を策定し、それぞれ

その目標実現のための施策を進めています。

また、200名以上の超党派国会議員からなる国連婦人の10年推進議員連盟が結成され、この会議にも、同連盟のメンバーである数名の国会議員が顧問として参加しています。

このような政策決定レベルの他、民間においても、数々の各界婦人団体が多岐にわたる活動を展開しており、この活動と関心こそ、国連婦人の10年の行動計画を進める大きな原動力であり、婦人問題の施策を進めていく上で不可欠の要素となっています。

さらに、マス・メディア、とくに遺憾ながら数の少ない婦人の報道関係者が、多大の努力を払いつつ継続的に婦人問題を取りあげ、社会の関心を盛上げるのに大きな役割を果たしていることを報告したいと思います。

これらの努力の結果、この五年間に、政策決定の場への婦人の参加の促進、配偶者の相続分の引上げに関する民法改正等の法制整備をはじめとし、多くの施策の充実をみました。しかしながら、完全な男女平等の実現にはまだ不十分であり、政府、マス・メディア等による啓発活動にもかかわらず、伝統的な男女の役割分担意識の問題は依然解決されておられません。わが国は、国連婦人の10年後半期において、前半期にもまして、この意識の改変及び男女平等をさらにすすめるための諸条件の整備に積極的に取り組んでいく所存であります。

議長

婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約は、男女間の完全な平等の達成のために画期的な成果であります。

わが国は、明後日に予定されている本条約の署名式において同条約に署名を行い、後半期の重点課題として、本条約批准のため、国内法制等諸条件の整備に努める所存であります。

議長

この会議で検討されるべき提案及びその他婦人問題に関する諸提案は極めて広範多岐にわたっており、今後も長期にわたって各国でまた国際社会で検討され、かつ推進されるべきものでありますが、日本政府は、国連婦人の10年の最終年に当たる1985年を、10年間の進展を確認し評価する機会とし、しめくくりにするために何らかの形の会議を開催することは有意義であると考えます。

わが代表団は、今次会議が、「対話と協調」という精神の下に、婦人をめぐる諸問題について活発かつ建設的な討議を進め、崇高な理想に導かれつつも優れて現実的な提言を人類に向けて行うことを期待し、かつ確信するものであります。

ありがとうございました。

国連婦人の10年世界会議に対する内閣総理大臣メッセージ

国連婦人の10年世界会議の開催に当たり、世界各地から御参会の皆様方に対し、ごあいさつをお送り申し上げますことは、私の大きな喜びといたすところであります。

1975年のメキシコにおける国際婦人年世界会議以来、各国は、国際婦人年のテーマである平等・平和・発展を目標に、同会議で採択された世界行動計画に基づき、あらゆる分野における婦人の地位の向上を目指して努力してまいりました。日本においても、国際婦人年を機に、政府は、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置し、国内行動計画を策定しました。このように、政府、地方公共団体及び民間団体の協力の下に、婦人の地位向上、充実した生活を可能ならしめる社会の確立、及び国際社会への貢献を目指して、各界において着実な努力が重ねられております。

本世界会議において、国連婦人の10年の前半期の実績評価及び見直しを行うとともに、後半期の行動計画を策定して具体的な指針を確立することは、誠に意義深いものがあると存じます。

更に、本会議において、昨年第34回国連総会において採択された「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名式が行われることは、極めて重要な意味をもつものであり、かつ時宜に適したことであります。

本条約は、婦人の地位の向上と男女平等の原則の確立に、飛躍的な前進をもたらすものであり、日本が署名に参加することは私の大きな喜びであります。ここに本条約に対する日本政府及び国民の強い支持を表明するとともに、本条約を支持する各国の婦人方並びに国際連合及び専門機関を始めとする関係各位の御尽力に対して、深い敬意を表する次第であります。日本は、今後、後半期における重点課題として、本条約の批准に向けて国内諸条件の整備に積極的に取り組むことといたしております。

私は、本会議における国際的見地に基づく積極的な討議と意見交換を通じて、婦人問題に関する各国間の理解が更に深まり、より密接な国際協力と友好関係が促進され、国連婦人の10年の目標の達成へ至る着実な歩みが推進されることを期待するものであります。

1980年7月14日

婦人問題企画推進本部長
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 伊 藤 正 義

—国連婦人の10年中間年NGOフォーラム(概要)—

世界会議と併行して7月14日(月)から24日(木)まで、デンマークのアマ大学(AMAGER UNIVERSITY)において、NGO協議会主催、国際連合、デンマーク政府後援により、NGO(非政府団体)フォーラムが開催された。本フォーラムの目的は、多くの国の個人、団体からの参加を得て、「婦人の10年」の中間年における婦人の地位に関する情報と今後の展望についての意見交換をなすことにあり、日本からも多数参加し、活発に討論が行われた。

Ⅱ 国連婦人の10年前半期の主な推進状況（概要）

婦人問題企画推進本部では、昭和52年の1月に「国内行動計画」を策定し、憲法の定める基本的な理念の上に立った社会環境の形成を目標とした総合的施策を今後10年間に展開することを示した。更に、同年6月には「政策決定への参加を促進する特別活動」を、10月には「国内行動計画前期重点目標」を定めて、政府として、「国連婦人の10年」に対しての取り組み姿勢を明らかにするとともに、その施策の推進を積極的に図ってきた。当該計画の推進状況のは握及び今後改善されるべき問題点等については、それぞれの分野で検討されており、本年5月とりまとめられた国内行動計画第二回報告書を中心に、ここでは、国連婦人の10年前半期の主な推進状況の概要をとりまとめた。

1. 婦人の政策決定参加の促進

婦人問題企画推進本部は、52年6月14日、国内行動計画の前半期の重点実施目標の1つとして、婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱を定め、政府部内における行政への婦人の参画の拡大、公的、民間部門の諸機関・団体への協力要請、広報、教育訓練を通じての社会的気運の醸成、調査及び定期報告を内容とする活動を開始した。

(1) 国会及び地方議会における婦人の状況

区 分	議員総数	婦人議員数	総数に対する婦人の割合
国 会 議 員	人	人	%
衆 議 院	511	9	1.8
参 議 院	251	17	6.7
地 方 議 会 議 員			
都道府県議会	2,859	33	1.2
市 議 会	20,213	438	2.2
町 村 議 会	47,482	258	0.5
特 別 区 議 会	1,085	73	6.7

（衆院・参院各事務局、自治省選挙部調べ）

(注) (1) 衆・参議員は、昭和55年7月現在の現員数である。

(2) 地方議会議員は、昭和54年12月現在の現員数である。

(2) 法律に基づいて設置されている審議会等における婦人の参加状況

① 政府における審議会等

	審議会総数	婦人を含む審議会数	委員数	婦人委員数
50年 1月 1日	237	73 (30.8)	5,436人	133人(2.4)
51年 6月30日	236	73 (30.9)	5,555	146 (2.6)
52年 4月 1日	231	77 (33.0)	5,468	151 (2.8)
53年 6月 1日	208	87 (41.8)	4,826	171 (3.5)
54年 6月20日	199	91 (45.2)	4,537	183 (4.0)
55年 1月 1日	203	92 (45.3)	4,489	179 (4.0)

(総理府調べ)

(注) ()内は、総数に対する割合(%)

② 都道府県段階における審議会等

(%)

名 称	女子の比率	
	52.12現在	54.4現在
都道府県環境適正化審議会委員	※ 13.5	14.7
都道府県児童福祉審議会委員	18.0	19.4
都道府県優生保護審査会委員(臨時委員を除く)	10.8	11.1
地方家内労働審議会又は労働基準審議会家内労働部会	15.7	18.7
民生委員審査会	17.7	17.8
保健所運営協議会	※ 11.2	11.2

(労働省婦人少年局調べ)

(注) (1) 婦人が委員総数の10%以上を占めているもの

(2) ※は、未設置県のあるもの

③ 地方自治法（第180条）に基づいて設置されている主な委員会

(%)

名 称	52・12 現在	54・4 現在
教 育 委 員 会	10.1	10.5
選 挙 管 理 委 員 会	7.9	7.4
人 事 委 員 会	0.6	1.2

(労働省婦人少年局調べ)

(3) 法律に基づいて配置されている主な委員、相談員

名 称	女 子 の 比 率				備 考
	5 2 年 度 調 査		5 4 年 度 調 査		
	%	調 査 時 期	%	調 査 時 期	
民 事 調 停 委 員	11.3	52.10. 1	12.3	53.10. 1	最高裁調べ
家 事 調 停 委 員	38.8	"	38.8	"	
参 与 員	33.6	53. 2. 1	34.2	54. 2. 1	
人 権 擁 護 委 員	11.4	52.12.31	11.5	54. 2.28	法務省調べ
保 護 司	18.3	53. 1. 1	18.5	54. 1. 1	
社 会 教 育 委 員	13.4	52.12.31	13.1	54. 4. 1	労働省婦人少年局調べ
婦 人 相 談 員	86.6	52. 5. 1	90.0	"	
民生委員・児童委員	36.6	52.12. 1	36.7	"	
母 子 相 談 員	—	52.12.31	97.3	"	

(注) 婦人が委員総数の10%以上を占めているもの

(4) 女子国家公務員の採用・任用状況

- ① 国家公務員採用試験区分中、女子の受験を制限している職種数（一般職）は、50年度12職種であったが55年度には、4職種に減少した。

55年度現在、受験制限のある職種
(一般職)

職 種	程 度	省 庁
国家公務員初級税務	初 級	国 税 庁
国家公務員初級郵政事務B	"	郵 政 省
入 国 警 備 官	"	法 務 省
刑 務 官	"	"

(総理府調べ)

② 国家公務員採用試験区分別採用等の状況（試験実施年度別）

	昭和50年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
上級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
・上級(甲)	3,782	3,600	1,825(4.8)	48,514	46,012	2,502(5.2)	55,972	53,210	2,762(4.9)	51,896	49,061	2,835(5.5)
・上級(乙)	1,206	1,172	34(2.8)	1,206	1,166	40(3.3)	1,311	1,268	43(3.3)	1,265	1,224	41(3.2)
・採用者	678	663	15(2.2)	694	673	21(3.0)	717	691	26(3.6)	625	603	22(3.5)
中級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
・中級(甲)	4,392	3,992	395(9.0)	50,888	46,933	3,955(7.8)	49,766	45,866	3,900(7.8)	48,144	44,111	4,033(8.4)
・中級(乙)	99	88	11(11.1)	78	76	2(2.6)	90	79	11(12.2)	90	81	9(10.0)
・採用者	57	54	3(5.3)	45	44	1(2.2)	51	44	7(13.7)	54	47	7(13.0)
初級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
・初級(甲)	47,016	37,538	9,478(20.1)	85,480	68,933	16,547(19.4)	98,594	80,711	17,883(18.1)	92,785	76,526	16,259(17.5)
・初級(乙)	1,622	1,410	212(13.1)	1,939	1,673	266(13.7)	2,783	2,434	349(17.5)	2,976	2,649	327(11.0)
・採用者	869	776	93(10.7)	976	844	132(13.5)	1,432	1,268	164(11.5)	1,147	1,054	93(8.1)
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
・級(甲)	147,493	83,798	63,695(43.1)	157,694	95,549	62,145(39.4)	175,383	109,430	65,953(37.6)	167,378	105,500	61,878(37.0)
・級(乙)	17,872	12,297	5,562(31.1)	16,583	12,083	4,500(27.1)	17,267	12,311	4,956(28.7)	18,312	13,104	5,208(28.4)
・採用者	6,675	4,956	1,719(25.8)	8,799	6,980	1,819(20.7)	9,104	7,027	2,077(22.8)	7,531	5,990	1,541(20.5)

(人事院調べ)

出 (1) () の数字は総数に対する女子の割合

(2) 採用者について

・上級(甲) { 50年度は採用者名簿の失効時の状況

・上級(乙) { 52年度・53年度・54年度は55.4.1現在の状況

・中級 { 50年度・52年度は採用者名簿の失効時の状況

・初級 { 53年度・54年度は55.4.1現在の状況

・初級 { 50年度は翌年10・31現在の状況

・初級 { 52年度・53年度は採用者名簿の失効時の状況

・初級 { 54年度は55.4.30現在の状況

③ 国家公務員指定制及行政職(一)2等級以上の女子

(人)

	指 定 職			行 政 職 (一)						計		
				1 等 級			2 等 級					
				総 数	女	子	総 数	女	子			
50 年 度	1,271	1 (0.1)		1,146	1 (0.1)		4,521	18 (0.4)		6,938	20 (0.3)	
51 年 度	1,358	1 (0.1)		1,219	3 (0.2)		4,521	17 (0.4)		7,198	21 (0.3)	
52 年 度	1,375	2 (0.1)		1,276	3 (0.2)		4,777	21 (0.4)		7,428	26 (0.4)	
53 年 度	1,441	4 (0.3)		1,344	3 (0.2)		4,846	25 (0.5)		7,631	32 (0.4)	

(人事院「国家公務員任用状況調査報告」)

(注) (1) () は総数に対する女子の比率(%)

(2) 各年度末現在の数字

2. 民法等法制の再検討

1) 民法等の一部を改正する法律(51年6月15日公布)——(離婚復氏制度の改正)

改正前の民法では、婚姻により氏を改めた夫又は妻は、離婚により当然に婚姻前の氏に復するものとされていた。

夫婦は、夫又は妻のいずれの氏を選択するかは、自由だが、實際上、ほとんどの夫婦が夫の氏を称しているため、離婚した際、妻は、元の姓に復することになり、特に、婚姻中の姓を用いて社会的活動を行っている場合など、不都合が生じる。そこで、このような不都合を解消して男女の実質的平等を確保するために、離婚による復氏の建前は維持しつつ、離婚後も引き続いて婚姻中の氏を称したい人は、離婚後3か月以内に、戸籍法の定める手続に従って市町村長に届出をすることによって離婚當時称していた氏を離婚後も称することができるようにしたものである。

2) 民法及び家事審判法の一部を改正する法律(55年5月17日公布)

民法第四編及び第五編が施行された後、30数年を経た昨今においては、家族構成の変化、婦人の社会及び家庭における実質的な地位の向上が顕著になり、また、婚姻生活における妻の貢献に対する評価も高まってきた。これらを背景として、相続における配偶者の相続分の引上げ等が行われた。

配偶者が子と共に相続する場合 $1/3$ (改正前) $\rightarrow 1/2$ (改正後)

配偶者が直系尊属と共に相続する場合 $1/2$ (改正前) $\rightarrow 2/3$ (改正後)

配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合 $2/3$ (改正前) $\rightarrow 3/4$ (改正後)

また、財産の維持又は増加に特別寄与しながら、これに対する相当の対価を得ていないものに対し、寄与の程度に応じた相当額の財産を寄与分として取得できるとする旨の寄与分制度が新設された。

この民法の一部改正とあわせて家事審判法においても夫婦間の婚姻費用の分担等に関する審判事件において審判の実効性を確保するため、審判前に相手方の財産の処分を禁止する等の保全処分を、家庭裁判所は命ずることができるとする旨の改正が行われた。

なお、法定相続分の改正に伴い、相続税法が改正され配偶者が取得した財産のうち、遺産額の2分の1(改正前3分の1)までは相続税を課さないこととした。

3. 新しい教育機会の創出、時代に即応する学校教育の実現

1) 国立婦人教育会館等の設置

婦人教育の振興を図るため、婦人教育指導者その他の婦人教育関係者に対する実践的な研修及び婦人教育に関する専門的な調査研究を行うことを目的として、52年7月に文部省の附属機関として国立婦人教育会館が設置された。

また、生涯の各時期における婦人の多様な学習意欲にこたえうる学習及び情報提供の場を設けるため、地方公共団体の公立婦人教育会館施設整備の事業に対し、53年度より国が補助を行っており、55年度までに5館を数えている。

2) 新学習指導要領の告示(小・中学校52.7.23 高校53.8.30)等

新学習指導要領の告示に伴ない中学校では、技術・家庭科については地域や学校の実態及び生徒の必要に応じて弾力的に取り扱うことができるようにするという観点及び男女相互の協力と理解を図るという観点から、従来の「男子向き」、「女子向き」の区分を取りやめ、男子も家庭系列の領域を、

女子も、技術系列の領域をそれぞれ選択履習できることとなった。

その他、婦人の自主的学習活動に対する助成、放送大学の実施等による高等教育、専門教育の拡充が行われている。

4. 雇用における男女平等

(1) 雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の確保

1) 若年定年制、結婚退職制等の改善年次計画の推進

男女別定年制、結婚退職制等男女差別的定年制・退職制を解消するため、52年6月「若年定年制、結婚退職制等改善年次計画」を策定してその推進を図り、積極的に行政指導を展開してきた。その結果、54年度末までに全指導対象企業（18,100企業）の約5割において差別的制度が廃止された。

53年度、54年度は、差別的制度を有する企業のうち、女子の定年年令が40才未満の男女別定年制又は結婚・妊娠・出産退職制等のある企業（2,800企業）を重点に改善勧告を行うとともに、企業を訪問して個別指導を積極的に実施し、この結果、その約8割の企業において差別的制度が廃止された。直ちに解消することが困難な企業にあっても定年年令の引上げ、改善計画の策定などが行われ、改善の意図が全くみられなかった企業はごくわずかであった。

53及び54年度における指導対象企業数18,100

差別的制度を廃止した企業数 8,200

なお、55年度は、男女別定年制のうち、女子の定年年令が55才未満の企業に対し、集団指導に重点をおいて指導し、これらの解消に努めることとしている。

2) 婦人雇用コンサルタントの設置

男女平等の促進のための労使に対する相談体制の充実が必要であることから、52年以来各婦人少年室に、勤労婦人の雇用管理に関し学識経験を有する者を婦人雇用コンサルタントとして配置している。これら婦人雇用コンサルタントは、指導における男女平等の促進その他の勤労婦人の雇用管理の改善に関する専門的事項について、事業主、勤労婦人その他関係者に対し、相談に応じ、必要な指導を行っている。

3) 労働基準法研究会報告

53年11月、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会から、労働基準法の女子に関する規定の基本的問題についての研究報告が労働大臣に提出された。報告は、

- ① 男女平等を確保するためには男女平等法を制定することが必要であること。
- ② このためには、女子に対する特別措置は合理的理由あるものに限られること。
- ③ 妊娠・出産に係る母性保護はさらに充実すべきであること。

などのことが指摘されている。

4) 男女平等問題専門家会議の設置

男女平等問題専門家会議を設置し、男女平等のガイドラインについて検討を行っている。

（詳細は 23頁参照）

(2) 勤労婦人の母性健康管理対策の推進

1) 母性健康管理指導医の設置

母性の健康管理対策の推進にあたっては、医学的・専門的な事項に留意する必要があるので、婦人少年室に52年度より母性健康管理指導医を配置してきた。指導医は、健康管理の具体的な問題について事業主や勤労婦人からの相談に応じ、また事業主や勤労婦人等を対象とした集団指導に際して助言・指導を行っている。(52年度25人→55年度47人)

2) 母性健康管理推進者の設置勧奨

母性の健康管理は医学的・専門的事項にわたることが多いため、女子を50人程度以上雇用している事業主に対して、衛生管理者の中から1名以上を母性健康管理推進者として選任するよう指導している。54年度末現在、7,636名を数えている。

(3) 育児休業制度の普及促進

育児休業の普及率は、53年は6.6%(51年6.3%)と、逐年増加してきている。

育児休業の普及促進措置として、事業主に対し、50年度から実施された育児休業奨励金の活用を勧奨している。(55年度大企業25万円、中小企業30万円)

この奨励金は、雇用保険法に基づいて、育児休業を新たに実施する事業主に対して支給されるもので、更に、51年から「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」が実施されたことに伴い、53年より、看護婦等特定職種の勤労婦人について育児休業の利用を容易にするための措置を講ずる民間の事業主に対して、特定職種育児休業利用助成給付金を支給している。

なお、55年度から、育児休業の一層の普及を図るために、育児休業制度普及指導員を配置している。(55年度7婦人少年室)

5. 保育所の増設整備

保育所の整備については、毎年積極的にその整備を進め、53年度については、289億182万円、994か所の国庫補助を行った。54年度においても、要保育児童の実態に即し引き続きその整備を行うとともに、国庫補助単価の引き上げを行ったところである。

54年4月における認可保育所数は21,264か所、入所定員は、2,061,680人である(52年19,664か所、1,880,902人)。

また、あわせて、保母養成施設の充実、保母修学資金貸付制度の内容改善、保母の研修事業の充実等を行ってきた。

6. 母性と健康を守る対策

1) 母性給付の改善

健康保険をはじめとする各被用者保険においては、被保険者である女子の出産について、出産手当金、分べん費及び育児手当金の支給が行われ、被保険者の配偶者の出産については、配偶者分べん費及び育児手当金が支給される。一方、国民健康保険においては、すべての保険者において助産費の支給が行われているほか、出産手当金及び育児手当金については保険者である市町村・組合の任意給付

となっている。これらの母性給付については漸時全般的な水準の引上げが行われてきている。

（健康保険における分娩費最低保障額及び配偶者分娩費 50 年 6 万円→51 年 10 万円）

2) 婦人健康診査の実施

貧血、肥満など健康上問題が多く、特に健康診査等の機会に恵まれない家庭の主婦等を対象に血圧測定、検尿等を行っている（53 年度 120 地区→55 年度 300 地区）ほか、保健指導、保健相談等を実施している。

7. 農山漁村婦人の福祉の向上

1) 婦人農業従事者セミナーの開催（47 都道府県）

52 年度から農林水産業に従事する婦人の家庭生活と生産活動の両面における役割を再認識し、家庭基盤の充実を図るため、都道府県段階で婦人農業従事者セミナーを開催してきているが、55 年度から新たに農業改良普及所段階で生活改善に関するコース別講習会を行うこととし、婦人農業従事者セミナーを拡充することとしている。

2) 農村婦人の家の設置

農村婦人が生活の改善に係る共同学習、自主的交流、情報交換等に使用する多目的共同利用施設として、農村婦人の家を設置している。（52 年度 32 カ所→55 年度 54 カ所）

3) 農村婦人等健康推進特別事業の実施

家庭生活と農業生産の両面で重要な役割を担う農村婦人の健康の維持増進を図るため、健康実態調査、健康管理の指導、生活設計の指導等婦人の健康管理活動を助長する農村婦人等健康推進特別事業を実施している。（54 年度 40 都道府県）

8. 寡婦等の自立促進

(1) 寡婦等の就業援助対策

夫の病死や不慮の事故等により、未成年の子供をかかえ、生計の担い手として緊急に就業を必要とする寡婦等の中には、長い間家庭にあって職業経験も乏しく、職業人として自立するに足る技能、技術を持たない者も多い。これら寡婦等の雇用を促進するため、家庭環境等を配慮したきめ細かな職業指導、職業紹介、求人開拓に努めるとともに、就業に必要な技術、技能を身につけることによって、寡婦等がより安定した職業に就くことができるよう、職業訓練、技術講習の充実を図っている。

1) 就業に関する相談機能等の強化

ア. 婦人就業援助施設の拡充（52 年度 3 カ所→55 年度 27 カ所）

イ. 寡婦等職業相談員の増員（53 年度 30 人→55 年度 90 人）

2) 職業訓練制度等の充実

ア. 公共職業安定所の指示により、公共職業訓練又は職場適応訓練を受講する未成年の子女等を抱えた寡婦等に対する訓練手当の増額（52 年度 67,583 円→55 年度 87,380 円）

3) 就職援護措置の拡充

ア. 寡婦等に対する雇用奨励金の増額（50 年度 1,000 円→55 年度 14,000 円）

イ. 職場適応訓練費の増額（53 年度 12,000 円→55 年度 14,000 円）

4) 寡婦等就業援助促進活動の実施

(2) 寡婦等の経済的自立の促進

母子家庭や寡婦にあっては、母親自らが生計の中心者であり、また子や家族の養育者であるという重い責任を担い、経済的にも精神的にも極めて不安定な状況に置かれている場合が多い。したがって、その福祉を図るためには経済的側面からの援助にとどまらず、精神的自立に必要な種々の配慮が必要となってくる。このような観点から、母子福祉法を中心として施策を推進している。

1) 母子福祉貸付金の原資追加の増額(55年度33億円)

2) 児童扶養手当の増額(55年度28,000円)

3) 福祉年金、拠出制国民年金、厚生年金の増額

また、中高年独身婦人の公的住宅利用についても、55年4月15日、「公営住宅法の一部を改正する法律」が公布された。(詳細は26頁参照)

9. 老後における生活の安定

年金制度における婦人の問題は、年金制度全体のあり方にかかる問題であるので、51年5月以来厚生大臣の私的諮問機関である「年金制度基本構想懇談会」は、他の年金に関する諸問題と併せて、検討を行ってきたが、52年12月に中間意見を出し、その後、同懇談会は更に検討を進め、54年4月に「わが国年金制度の改革の方向—長期的な均衡と安定を求めて—」と題する報告書を厚生大臣に提出した。

この意見書の中で婦人と年金についても今後の改革の方向として、遺族年金の支給要件等の見直し及び有子・高齢寡婦に重点を置いた給付水準の実質的な引上げについて提言している。

10. 国連の諸活動への協力等

第32回国連総会(1977年)以来審議が継続されていた「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が、1979年12月18日、第34回国連総会において圧倒的多数をもって採択された。我が国は作業部会の段階から積極的に討議に参加し、総会においても賛成票を投じた。

また、同総会において、「国際婦人調査訓練研修所」をドミニカ共和国に設立することが決議された。

同研修所は、国連婦人の10年(1976～85年)を契機として、世界、特に開発途上国の婦人の地位向上のための調査・研究・セミナー開催等を行う予定であり、我が国も同決議案の共同提案国として、同研修所設立に寄与した。なお、国連婦人の10年基金をはじめ、エスカップ婦人センター、国連婦人調査訓練研修所への拠出金にも協力してきている。

さらに、開発途上国に対する研修員受入れ事業等の技術協力が積極的に行われている。なお、国際分野における政策決定への婦人の参加について、近年進捗がみられ、国連及び専門機関への我が国の婦人の就任した重要なポストとして、ILO事務局長補(51.1.15)、国連経済社会理事会特別顧問、(51.4)、国連事務局経済社会開発人道問題センター婦人の地位向上部長(53.3) ユニセフ議長(53.8.1～54.7)等がある。

また、大使館、国際機関代表部等の在外公館に勤務している女子は98名(うち、大使1名、公使1名、参事官1名)である。(55.7.1現在)。

Ⅲ 主要国における国内行動計画の策定状況

国 名	策 定 状 況 等
ア メ リ カ	1977年11月、ヒューストン(テキサス州)において開催された「全米女性会議」で、「アメリカ女性宣言」と共に採択。「国内行動計画」は26項目に及ぶ。 カーター大統領は、これを受けて1978年9月27日付で、「国際婦人年決議に関する行政の現状」と題する教書を発表した。教書は、国会に対する大統領のメッセージと第Ⅰ部政府の実績、第Ⅱ部立法懸案事項を主な内容としている。
イ ギ リ ス	国内行動計画は策定しない。従来から、婦人の地位向上のための施策を展開しており、特に同一賃金法(1970年、1975年発効)性差別禁止法(1975年)などの制定は特筆すべきものがある。
イ ン ド	1977年、Ⅰ教育、Ⅱ保健・家族計画・栄養、Ⅲ就業、Ⅳ社会福祉、Ⅴ法制上の地位の5分野にわたる計画を策定。社会福祉省に婦人福祉局を設置し、計画を推進している。
インドネシア	平等な機会、権利、責任に関する国家開発への婦人の参加を促進することで第3次5カ年計画を終るまでに婦人が肉体的・精神的に開発努力に全面的に参加できるような状況と条件を作り出すことを目的に策定。
オ ラ ン ダ	1976年、政府諮問機関の婦人解放委員会において「5年計画の第1策」を勧告。
デンマーク	1977年、デンマーク男女平等委員会は、その報告書のなかで、首相から「国連婦人の10年」の計画を現実化するための行動計画を起算するようにとの要請を受けたとし、1980年までに達成すべき一連の最低要件をあげている。
フィリピン	1975年、フィリピン女性の役割に関する国内委員会(NCRFW)は、「国の発展目標及びメキシコの国連世界会議で採択された世界行動計画に従った達成目標、前進計画及び構想」を発表した。また、この基本計画の国連婦人の10年前半期の遂行にあたり、世界行動計画の諸事項と対照させて進めるためのガイドラインを策定した。
フ ラ ンス	1976年、5年計画である「女性のための100の施策」を策定。ジスカールデスタン大統領の婦人政策の第一歩として、はじめて婦人問題を専門に担当する政務次官に任命されたフランソワーズ・ジルー女史が立案したものである。

(1980年6月まで)

Ⅳ 国連婦人の10年の中間年をめぐる社会の動き

1. 国内ニュース

<社会の動き>

(1) 「国際人権規約」の批准

第87回国会において、「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約)が批准され、54年8月4日公布、9月21日発効となった。

両規約は「国際人権規約」と呼称され、第3回国連総会(1948年)で採択された「世界人権宣言」を条約化し、第21回総会(1966年)において作成されたものである。

両規約のうち、婦人に係る主な部分は、A規約では、「この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性等によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する」(第2条)、「経済的・社会的及び文化的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する」(第3条)また、第7条では、男女同一労働同一賃金を規定しており、B規約では、第23条に婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため適当な措置をとることなどが規定されている。

なお、本規約の批准国は55年3月12日現在で、A規約64カ国、B規約62カ国である。

(2) 婦人問題に関する集中審議

55年3月28日、参議院予算委員会において婦人問題に関する集中審議が行われた。

質問者は、石本茂(自民党)、田中寿美

子(社会党)、渡部通子(公明党)、安武洋子(共産党)、木島則夫(民社党)、江田五月(参院自由クラブ)、市川房枝(第二クラブ)の7議員で、「国連婦人の10年1980年世界会議」と国内行動計画の前半期における進捗状況を中心に質問が行われた。

なお、国会における婦人問題集中審議は、国際婦人年の年に衆議院社会労働委員会において行われたが、予算委員会では初めてのことである。

(3) 「国連婦人の10年」推進議員連盟の動き

53年4月11日に、衆・参両議院の超党派議員からなる「国連婦人の10年」推進議員連盟が設立された。本連盟は、54年5月25日の総会で採択された決議に基づき、6月7日、山ロシヅエ会長等が婦人問題企画推進本部長である故大平内閣総理大臣に、本部機構の強化と婦人問題を統轄する閣僚級の責任者の設置等を、さらに同13日には、副本部長である三原総理府総務長官に対して、1985年世界会議の日本への誘致に関する意志決定及び婦人問題対策の強化等を申し入れるなど政府に対し積極的な働きかけを行った。

また、本連盟は、55年4月25日総会を開き、役員改選を行った(会長は石本茂氏(自民))。後、中村道子氏の「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び高橋労働省婦人少年局長の「婦人の雇用に関するハイレベル会議」報告を受けて話し合いを行った。

なお、前会長の山ロシヅエ氏は、55年6月4日、「国際婦人年」及び、国連婦人

の10年の目的の遂行に対する多大な功績が認められ、国連平和メダルを受賞した。

(4) 国会における婦人議員数の変化

この一年(54年6月～55年6月)に両院通算し、3回の選挙が実施された。

54年10月7日に行われた衆議院の第35回総選挙の結果、選出された婦人議員数は、それまでの7名から4名増えて11名となり、昭和35年以来20年ぶりに、2ケタ台になった。その結果、参議院の婦人議員15名とあわせて両院26名となった。

ちなみに、投票率は、女子68.6%、男子67.4%であった。

また、55年6月22日に実施された衆議院の第36回総選挙の結果、選出された婦人議員数は前回に比し、2名減の9名となった。また、同日実施された第12回参議院通常選挙において選出された婦人議員は、9名(全国区6名、地方区3名)となり、非改選議員を含め婦人議員数は17名となった。

ちなみに、投票率は、衆議院選挙においては、女子75.36%、男子73.72%、参議院選挙の全国区においては、女子75.30%、男子73.67%、地方区では、女子75.33%、男子73.69%と、いずれも女子が男子を上回っている。

<行政の取り組み>

(1) 婦人問題推進地域会議の開催

婦人問題企画推進本部は、各地域における国内行動計画の取り組み状況について報告及び意見交換を行うため、54年11月から12月にかけて全国を3ブロックに分けて54年度婦人問題推進地域会議を開催した。

北海道・東北・関東地区は11月27日岩手県花巻市で、北陸・中部・近畿地区は11月20日兵庫県神戸市で、中国・四国・九州地区は12月4日福岡県福岡市で各々開催され、婦人団体・青年団体・婦人グループ・一般主婦等の婦人問題関係者各500～800名が参加した。

会議は、家庭・教育・母性と健康・農山漁村の婦人・就労の5つの分科会と全体会議によって構成され、分科会は3～4名がテーマに沿って発表を行い、討議が行われたが、助言者として婦人問題企画推進本部参与、婦人問題企画推進会議委員及び各省担当者が参加した。

なお、55年度は、北海道・東北・関東地区は埼玉県(11月26日)、北陸・中部・近畿地区は、愛知県(11月12日)、中国・四国・九州地区は、岡山県(12月4日)において開催される予定である。

(2) 「婦人の10年」に関する活動事例の募集

「国連婦人の10年」の中間年にあたり、民間の団体・グループ・個人等において、男女の平等と婦人の社会参加を進めるために自主的に取組まれた活動事例を募集した。

募集は54年末から55年2月にかけて行われ、全国から679編と多数の応募があり、学識経験者等から成る選考委員会において選考の結果、団体31、個人13計44の活動事例が入選した。入選者は、5月30日開催された第5回日本婦人問題会議に出席し、分科会において活動事例をもとに討議を行うとともに、全体討論において“活動を発展させる”のテーマの下に、意見交換を行った。なお、入選事例を中心に「婦人の10年と私たちの活動一

団体・グループ・個人の活動事例集」が刊行されている。

(3) 男女平等問題専門家会議の設置

近年の婦人労働者の増大、その教育水準の向上、就業分野の拡大、勤続年数の長期化等を背景に、女子労働者は職場において大きな役割を果たすようになってきているが、現実には各種の男女異なる取扱いが行われており、雇用における男女平等の確保の必要性が高まっている。男女平等問題については、婦人少年問題審議会婦人労働部会において、53年春以降、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の確保のための方策について審議を進めてきた。54年

12月に本部会において、男女平等の確保の必要性は一般に認められているものの確保されるべき男女平等のあるべき姿については、社会一般のコンセンサスが得られているとはいえず、このため男女平等をさらに進めるためには、まず、男女平等の具体的な姿について、専門家からなる会議で検討する必要がある旨の申し合わせが行われた。これを受けて、労働省は、婦人労働問題についての学識、経験を有する15名の委員からなる男女平等問題専門家会議を設置した。現在、同会議において、男女平等の具体的なガイドラインについて、実態をふまえて検討が行われているところである。なお、委員は以下の通りである。

(五十音順、敬称略)

氏 名	現 職
石 原 一 子	御高島屋 取締役
入 江 稔	御富士紡績 人事部次長
小 野 功	東京商工会議所 労働部長
鍛 冶 千鶴子	弁 護 士

氏 名	現 職
金 森 トシエ	読売新聞社 婦人部長
小 島 千恵子	全日本電機機器労働組合連合会 婦人対策部長
笹 本 六 朗	僑ソニー取締役
塩 本 順 子	全日本労働総同盟組織局青年婦人対策部 副部長
多 田 とよ子	ゼンセン同盟 常任執行委員
館 勝 匡 雄	日本経営者団体連盟 労務管理部長
田 辺 照 子	明治大学教授
松 田 保 彦	横浜国立大学教授
三 端 嘉 子	弁 護 士
山 野 和 子	日本労働組合総評議会 常任幹事
和 田 勝 美	全国勤労青少年会館々長

(4) 全国婦人教育交流集会の開催

国立婦人教育会館において、同館主催の全国婦人教育交流集会「国連婦人の10年——婦人と学習を考える集い」が、55年2月20日から3日間開催された。

同集会は、中間年にあたって、家庭生活、職業生活、市民生活等の婦人をめぐる諸問題について、意見・情報の交換を行うことを目的としたもので、男性8名を含む約100名が参加し、記念講演、全体集会、部会別討論会などが行われた。

(5) 第32回婦人週間の実施

本年は、「国連婦人の10年の中間年」にあたることから、婦人はもとより社会一般に対し、男女平等の立場に立って婦人があらゆる分野に参加することについて一層理解を促すため、[※] 男女の平等と婦人の社会参加をすすめる——「婦人の10年」の中間年にあ

たって——」をテーマとして、第32回婦人週間を実施した。

特に、中間年の趣旨に沿い、男女の平等と婦人の社会参加をすすめるために、団体・グループ・個人等各分野ですすめられている活動を総合的にとりあげ、その成果と問題点を見直すとともに、後半期の活動を有効に発展させるための課題を明らかにすることを目的として、「これまでの活動をふまえ、さらに発展させる」を運動の重点とした。本週間中は、講演会、討論会、講座等の開催、相談活動、活動事例の収集、資料の作成等の広報活動を集中的に行った。

(6) 「婦人の現状と施策—国内行動計画第二回報告書」の発表

総理府は、55年5月23日、国内行動計画に関する第2回目の報告書をまとめた。

報告書は、国内行動計画に基づき、婦人の現状及び婦人をめぐる社会的環境に関する状況を明らかにするとともに、国内行動計画関連施策の実施状況をまとめているものである。第1回目は53年1月1日に発表されたが、第2回目は、前半期における施策の推進状況を中心に婦人の現状と施策を明らかにし、後半期の婦人に関する施策をより一層進めるための資料として作成されたものである。

(7) 第5回日本婦人問題会議の開催

国際婦人年の目標を達成するために策定された「国内行動計画」の趣旨に沿って、個人、団体等における婦人問題に関する調査、研究、実践等の自発的活動を促進することを目的として、労働省では、51年以来、毎年日本婦人問題会議を開催しているが、本年は「国連婦人の10年」の中間年にあたることから7月にデンマークで開催

される世界会議に向けて、第5回日本婦人問題会議を5月30日、サンケイ会館において開催した。会議は、国際婦人年以降男女の平等と婦人の社会参加をすすめるために、団体・グループ・個人等各分野ですすめられている活動の成果を見直すとともに、後半期の活動を有効に発展させるための今後の課題と方向を明らかにすることをねらいとして、「男女平等と社会参加——活動を発展させる——」をテーマに、4つの分科会と全体討論により行われた。

分科会は、「国連婦人の10年」に関する活動事例入選者の発表、討論を中心に行われたが、各分科会のテーマとリーダーは次のとおりである。

第1分科会「活動の場を広げる」(リーダー—原ひろ子氏)、第2分科会「政策・方針の決定に参加する」(リーダー—金森トシエ氏)、第3分科会「社会環境を整える」(リーダー—正田彬氏)、第4分科会「活動の連帯を進める」(リーダー—副田義也氏)。

なお、全体討論のインタビュアーは小玉美意子氏であった。

(8) 世界会議に向けての婦人問題企画推進本部の動き

婦人問題企画推進本部では、6月26日(木)、幹事会、27日(金)、本部会議を開催し、世界会議に向けて我が国代表団を決定し、閣議に付議した(同日閣議決定)。

また、世界会議に対する我が国代表団の対処方針を協議するとともに、第34回国連総会において採択され、国連婦人の10年1980年世界会議で、7月17日に署名が行われた「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」について後半期の重点課題として、批准のため、国内法制等諸条件の整備に努力する旨の申合せ

を行った。(申合せの全文は「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択 31 頁参照)

また、本部会議に先がけ、6月17日(火)、婦人問題企画推進会議第15回総会が開催され、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名についての要望を婦人問題企画推進本部長である内閣総理大臣及び副本部長である総理府総務長官並びに外務大臣あてに提出することを決定するとともに、昭和55年度における同会議の運営について協議した。

55年度の運営についての考え方としては、「本年が国連婦人の10年の中間年であり、7月にデンマークにおいて開催される世界会議において、世界各国からの報告に基づき、婦人の10年の前半期の進捗状況の見直しと後半期の展望を得るための討議が行われることになっている。本推進会議は、その点に着目しつつ、我が国の今後の婦人問題に関する諸施策の推進に、積極的に働きかけるための活動を行うこととする。

まず、我が国が世界会議において行う報告に反映させるため、国内行動計画前半期の進捗状況の見直しに資するために行ってきた小委員会の諸研究活動の結果をまとめる。

次に、上記諸研究活動の結果を基礎資料として、我が国の国内行動計画後半期の展望を得るための活動を行う。その活動は、世界会議において何らかの意志表明が行われるという見通しもあるのでそれをも踏まえるため、世界会議直後から行うこととし、遅くとも今年中に、当推進会議としての意志表明を行うこととする」ことを決定した。

なお、推進会議の要望書は、以下のとおりである。

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の署名について(要望書)

婦人問題企画推進会議では、昭和55年6月17日に、第15回総会を開催し、今年7月にコペンハーゲンにおいて開催される国連婦人の10年・世界会議への我が国の対応などについて話し合いました。その際、世界会議において行われる予定になっている「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名式において、我が国も署名を行うよう、委員各位より強い要望がありましたので、一層の努力をしていただきたいと思います。

昭和55年6月19日

婦人問題企画推進会議

座長 藤田 たき

婦人問題企画推進本部本部長

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 伊 東 正義 殿

(註) 副本部長、外務大臣に対しても同文の要望書が提出された。

(9) 都道府県における婦人問題担当主管部課の設置状況及び県内行動計画策定状況

55年6月現在、婦人少年局が各婦人少年室を通じては握した都道府県における婦人問題の取り組み状況を見ると、婦人問題に関する施策の担当窓口は、全都道府県において主管部課が明確にされており、県庁内及び関係行政機関等の行政連絡会議は44都道府県、民間有識者等による諮問機関等

は41都道府県において設置され、残る県についても必要に応じて設置が検討されている。

また、都道府県版婦人のための行動計画を策定した都道府県は、北海道、青森、岩手、山形、栃木、群馬、埼玉、東京、愛知、三重、山口、高知、長崎、大分、総合計画等に盛り込んだ形で策定したところは、神奈川、長野、佐賀となっている。

(10) 公営住宅法の一部を改正する法律の成立

中高年独身婦人に対し、全体的な福祉の充実の中でその生活の安定を図るほか、公的資金による住宅の貸与等の検討を行うことが「国内行動計画」「国内行動計画前期重点目標」のなかに盛り込まれているが、第91国会において「公営住宅法の一部を改正する法律」が成立し、55年4月15日に公布されたことに伴い、7月30日公営住宅法施行令が改正され、60歳(女子については50歳)以上の者等については、単身で入居できることとなった。

(11) ユネスコ「婦人のための教育・訓練・雇用に関するセミナー」等の開催

国立婦人教育会館では、従来から、海外からの婦人教育・家庭教育関係者を受け入れ、国内の婦人との交流を推進する事業を行っているが、本年12月には「国連婦人の10年」の事業の一環として、ユネスコ及び日本ユネスコ国内委員会との共催で、先進国における婦人の教育、訓練及び雇用の課題について研究討議するため、標記会議を開催する予定である。参加者については、以下の通りである。

婦人教育に関する専門家 19名
14カ国 オーストリア・ブラジル・

チエコスロバキア・東ドイツ・西ドイツ・フランス・インド・イタリア・ポーランド・ソ連・スウェーデン・イギリス・アメリカ・ユーゴスラビア

各1名 14名

日 本 5名

オブザーバー 65名

ILO等国連専門機関及び国際婦人団体 15名
国内婦人団体、関係行政機関 50名

また、同会館では、本年7月から10月まで毎月1回、「女性学講座」を開催する。

＜婦人組織の動き＞

(1) 大学婦人協会主催太平洋地域セミナー開催

大学婦人協会主催の太平洋地域セミナーが、54年7月30日から8月3日まで国立婦人教育会館で開催された。

同セミナーは、「よりよき明日に向かって」を主題に、「前進する女性」「国際児童年とその周辺」「国連婦人の10年に関連して」の三つを副題として、海外からは20カ国55名の参加を得て総勢237名が参加して行われた。

(2) 国際有職婦人クラブアジア・オーストラリア地域セミナーの開催

54年9月21日、22日の両日にわたり、シンガポールで約10カ国、130名を集めて国際有職婦人クラブのアジア・オーストラリア地域セミナーが開催され、日本からは、高橋展子日本有職婦人クラブ会長他5名が参加し、「男女平等をめざして」をテーマに活発な討論が行われた。

(3) 国連婦人の10年・中間年日本大会実行委員会の発足

国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会（世話人市川房枝、大羽綾子、中村紀伊の3氏）は、全国組織の婦人団体、労組婦人に呼びかけて、国連婦人の10年中間年にあたり大会の開催を提唱し、54年11月21日、第1回会合を開いて「国連婦人の10年・中間年日本大会実行委員会」を発足させた。実行委員会の役員は、委員長市川房枝氏、副委員長大羽綾子、鍛冶千鶴子、中村紀伊の3氏、事務局長山口みつ子氏となっており、48団体（55年4月現在）が加盟している。実行委員会は中間年に既に開催された4月会議と11月大会の2つを開催することを主な目的としている。

「国連婦人の10年・中間年4月会議」は、55年4月12日、主婦会館において約300名の参加者を集めて開催され、政治、教育、労働、家庭、福祉の5分野に関する問題提起及び、自由討論を行った後、34項目から成る決議・諸要求を採択した。

この決議・諸要求は4月24日総理府総務長官に手渡された。

<トピックス>

(1) 女子国家公務員の登用

国連婦人の10年中間年を迎え、行政分野における婦人の活躍はますます顕著になった。

まず、国際分野では緒方貞子氏に続き、赤松良子氏が54年7月20日付で2代目の国際連合日本政府代表部公使に任命された。

55年3月29日、高橋展子氏が女性で初めて、特命全権大使（駐デンマーク）に任命された。国内では、54年9月1日、

通産省に始めて女性課長が誕生（通商政策局通商企画室長に川口順子氏）、ひきつづいて、55年4月1日には初の現業課長として坂本春生氏が生活産業局日用品課長に任命された。

また、55年4月1日、行政管理庁で戦後初の女性行政監察官として長崎行政監察局地方監察官に室塚久枝氏が、5月1日には初の最高裁判所調査官に伊藤瑩子氏が、7月1日には公正取引委員会初の女性課長として官房渉外室長に大熊まさよ氏が任命された。

また、東京大学教授中根千枝氏が、初の国立大学研究所長として、東大東洋文化研究所長に任命された（4月1日）。

(2) 民間における女子の登用

民間においても婦人の進出があいつぎ、スーパーダイエーに女性重役が誕生（54年8月6日、馬場禎子消費者サービス室長）し、流通界では高島屋の石原一子氏、西武百貨店の三枝佐枝子氏に次ぐ民間における女性重役となった。また、55年1月末、交通公社266支店中最初の女性支店長に安西美津子氏が就任し、さらに2月には、日本航空の営業所長に初めて井上美代子氏が登用された。また、国鉄山陰線乃木駅にも全国で初めて女性駅長（吉川寿栄氏）が誕生し、経済分野でも、京都経済同友会事務局長に初めて女性の小林満貴子氏が選ばれるなど官民間問わず女性を役付に登用する例が目立つが、三越デパートでは、女子社員の戦力強化をはかるため、女子社員を管理職に大幅に登用することとして、54年9月4日、本・支店あわせ課長21名、主任61名を任命した。今回の登用で女子管理職は課長・主任全体の約1割を占めることとなった。

(3) 国家公務員採用試験受験制限撤廃職種その後の状況

国家公務員採用試験で女子の受験を制限していた職種のうち、54年度には、航空管制官、海上保安大学校学生、海上保安学校学生、航空保安大学校学生、気象大学校学生の5職種の受験制限が撤廃されたが、これらの職種における女子の応募状況、合格状況、採用状況は、以下のとおりである。

なお、これ以前は51年度に初級行政事務Bの受験制限が撤廃されている。

職 種 名	応 募 数	合 格 者 数	採 用 数
航 空 管 制 官	102名(1,415名)	6名(31名)	5名(25名)
海上保安大学校学生	23 (872)	1 (73)	1 (45)
海上保安学校学生	79 (670)	11 (150)	9 (126)
航空保安大学校学生	81 (2,167)	2 (161)	2 (65)
気象大学校学生	91 (1,968)	0 (54)	0 (9)
(初級行政事務B)	3,476(27,977)	426(4,517)	183(2,093)

註 (1) ()内は総数

註 (2) 初級行政事務Bは、昭和51年度
他は、昭和54年度の状況である。

また、55年度から、残り6職種のうち2職種(皇宮護衛官、国税専門官)の受験制限が撤廃されたが、これに先立ち、55年4月7日には、皇宮護衛官として現職婦人警官から、15年ぶりに(23年に30名が採用されたが、40年までに全員が結婚退職等で辞職)2名が登用された。

(4) 緒方貞子氏、カンボジア難民実情調査団長に任命

政府は、戦乱のカンボジアからタイに逃れた難民の実情と今後の我が国の対策のあり方を調査するため、54年11月、カン

ボジア難民実情調査団を派遣することとし、団長に元国連公使の緒方貞子氏を任命した。

(5) 政党における女子幹部の登用

日本社会党は、参議院議員の田中寿美子氏を55年2月10日の社会党大会において、副委員長に選出した。政党の副委員長に女子が選ばれたのはこれが初めてである。

また、日本共産党においても55年7月30日の第4回中央委員総会で、日常の党務執行の中枢である常任幹部会の委員に小笠原貞子参議院議員を選出した。

(6) 主な労働組合における女子幹部の登用

日教組は55年8月の定期大会で、生活部長の橋口和子氏を副委員長に選出した。また、電機労連も、7月の第28回

(人事院調べ)

定期大会で、松本稚子氏を中央執行委員に選出した。両者とも、当該組合における初の女子幹部である。

(7) 婦人の就業をめぐる主な判例

① タケダシステム事件(昭和54年12月20日 東京高裁)

生理休暇中の賃金に関し、「女子従業員は、毎月生理休暇を必要日数だけとることができる。そのうち年間24日を有給とする」との就業規則の規定の後段を会社が「そのうち2日を限度とし、1日につき基本給1日分68円補償する」と一方的に変更したのは無効であるとし、女子労働者がカットされた生理休暇中の賃金の支払を求めているものである。一審では、この変更は合理性があり有効で

あるとされ原告が控訴していたが、二審（本判決）では、実質賃金の低下等労働者に不利益となるような就業規則の一方的変更は許されないとし、労働者側が勝訴した（なお、昭和55年1月8日、会社側は、最高裁に上告した）。

判旨

イ。会社の生理休暇に関する新規定は、生理休暇による休業1日につき基本給1日分の32%の減額と1ヶ月3日以上取得については、3日目からはその10%を減額するものであることが認められ、労働者に対し長期的に実質賃金の低下を生ぜしめる点において不利益な労働条件を課することになったことは明らかである。

ロ。女性の生理の周期は大体25日から35日くらいであり、各個人によりその時の体調により周期は異なるのが通常であることが認められるから、新規定において1ヶ月2日とし、これを超える部分について無給とすることは、生理が月2度あった場合の保障を欠くことになり、又、年間12回を超える場合、自己の心身の状況にあわせて生体を取得することができ難くなるなどの不利益を生じる。

ハ。就業規則は使用者が一方的に変更しうるものであるが、労働者又はその所属する労組の同意がないのに就業規則の一方的変更によって労働者に不利益な労働条件を課することは原則として許されない。

ニ。会社は、この変更は生休制度適用賃金総額の大幅上昇の点からみて合理性を有し、許されるべきと主張するが、使用者にとって合理的にみえても不利

益な労働条件を課することは許されないであり、仮に生休適用があるにしてもその抑制には別途の方策を講ずべきものであり、また賃金総額が大幅に上昇したからといって直ちに生休手当の額を一方的に減額することが許されることにはならないから、本件就業規則の変更の効力は生じない。

ホ。したがって、減額された生理休暇中の賃金を支払え

② 鈴鹿市男女昇格差別事件（昭和55年2月21日津地裁）

鈴鹿市役所に勤務する女子職員が、女性であることを理由として昇格において差別的取扱いをされたとして（昭和45年4月から昭和47年3月までの）平均的男子（4等級13号俸）との賃金差額相当額、精神的苦痛に対する慰籍料及び弁護士費用を請求したものである。

判決では被告である市は、原告が蒙った損害（財産上の損害、慰籍料、弁護士費用）の賠償義務があるとした（なお、昭和55年3月5日鈴鹿市は名古屋高裁に控訴した。）。

判旨

イ。被告市の昭和46年以降における昇格制度運用の実態及び、その基準、ことに昭和46年4月の昇格に際して、男子職員については基準該当者のうち客観的に昇格不適当と認められる事由を有する者以外の全員につき、昇格が実施されるところからみて5等級16号俸以上の吏員のうち任命権者の認められる特段の事由のない限り一律に昇格を認める形で運用されたものと推認できる。この昇格基準が女子職員に対しても平等に運用されていたならば原告は当然昇格対象者とされ、少な

くとも5等級20号俸の直近上位である4等級10号俸に昇格されてしかるべきものであったと推認できる。

ロ、原告に対し昇格を実施しなかったのは、女性であることにより不当に不利益な取扱いをしたものといわざるをえず、地公法13条に違反し違法に原告の有する法律上の利益を侵害したこととなる。

ハ、被告市は国家賠償法1条により原告が蒙った損害（財産上の損害、慰謝料、弁護士費用）の賠償義務がある。

③ N・B・C工業事件（昭55年3月19日 東京高裁）

精皆勤手当の計算にあたって賃金計算期間内に取得した生理休暇（2日）を出勤不足日数として扱ったため、同手当を減額（5,000円のところを1,000円のみ）支給された女子労働者4名が労基法67条の趣旨及び民法90条に反するとして生休取得日が出勤扱いされれば得たところの精皆勤手当と実際に支払われた額との差額4,000円の支払を求めたものである。一審では「労基法上生休を有給とする旨の規定はなく、結果として生休を取得した女子に給与の面において不利に作用することがあったとしても、直ちに労基法67条の趣旨に反し、公序良俗に反して無効であるといえない」とし原告敗訴となったが、二審（本判決）においても原判決が支持された（なお、昭和55年4月1日、労働者側は最高裁に上告した）。

判旨

イ、生休は女子労働者の権利ではあるが、労基法は生休を有給とする旨定めていないし、無給を禁じていないから出勤状況と関連させてたまたま生休取得

者に本件手当、期末一時金等を減額する結果となり、生休取得を抑制する事象が生じたとしてもそのことから直ちにかような不支給が違法とはいえない。

ロ、しかも生休取得日につき、会社が女子組合員に対し生休取得2日間に限り基本給相当額として支給している不就業手当の金額とその他の賃金額及び本件手当、期末一時金等の減収とを比較するとこのような経済的不利益により女子労働者が生休を事実上取得できなくなるとは考えられない。

ハ、したがって、生休取得日数を出勤不足日数に算入する旨の約束を無効とすべき理由はない。

ニ、控訴人らの請求は理由がなく控訴人らの請求を棄却した原判決を相当として本件控訴を棄却する。

④ 東洋鋼鉄地位確認請求事件（昭和55年2月8日横浜地裁和解）

◎事実の概要（経緯）

産休あけ直後、独身寮の事務職への配転命令をうけ、これを拒否したことを理由に、懲戒解雇された女子労働者が解雇は無効として地位保全等仮処分を申請したが、一審（昭和47年8月24日横浜地裁）では労働者側勝訴（配転は出産したことを理由とする不利益処分であり、人事権の濫用により解雇は無効）したものの、二審（昭和49年10月28日東京高裁）では、労働者側敗訴（出産等を考慮した配転が退職を促すためのものの判断は憶測の域を出ず配転は有効であり、解雇も有効）となったため、昭和49年12月7日、横浜地裁に本訴を提起していた。

昭和54年9月、裁判長が職権により和解を勧告し、昭和55年2月8日、以

下を主要内容とする和解が成立した。

◎和解の内容

- ・昭和44年6月13日付をもってした
懲戒解雇の意思表示を撤回する。
- ・原告に対し、本件解決金として金1500
万円を支払う。
- ・原告は被告会社を昭和55年2月8日
付で退職し、被告会社の子会社に昭和
55年4月1日より就労する。

<その他>

日本国連協会「国連婦人の10年中間年
記念品を発行

日本国連協会では、「国連婦人の10年
中間年」にあたって「国内行動計画」に沿
った活動の一層の発展・充実を期し、これ
らの活動を行うため、記念ブローチ・ペン
ダントを作成、頒布し、その利益を同活動
費にあてることとした。

2. 国際ニュース

<国際機関の動き>

(1) エスカップ地域会議開催

国連婦人の10年1980年世界会議の
準備のための各地域会議の開催についての
国連の要請にこたえて、エスカップ（国連
アジア・太平洋経済社会委員会）では、
1979年11月5日～9日、インドのニ
ューデリーにおいて同地域会議を開催した。

参加国は、オーストラリア、中国、インド
ネシア等26カ国及び国連、専門機関から
10機関のほか、23の非政府機関（NG
O）が参加した。我が国からは代表として、
金沢駐インド特命全権大使、高橋久子総理
府参事官、NGOから代表顧問として、大
羽綾子氏（国際婦人年日本大会の決議を実
現するための連絡世話人会）のほか、関係

各省からの代表代理等10名が参加した。

会議は、インドのムツ社会福祉大臣を議
長とし、①開発過程に婦人を組み入れるた
めの国家機構設置の状況に重点をおいた国
家レベルでの婦人の10年の目標達成の進
捗状況の見直しと評価、②エスカップ地域
における婦人に影響を与える緊急かつ重要
な問題の探究、③婦人の10年後半期のガ
イドライン及び行動計画の策定を主要議題
として行われた。

(2) 「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤 廃に関する条約」の採択

1978年12月18日、第34回国連
総会において「婦人に対するあらゆる形態
の差別の撤廃に関する条約」が、圧倒的の
多数をもって採択された。（我が国も賛成し
た。）

本条約は、国連経済社会理事会の機能委
員会の一つである婦人の地位委員会が、第
23回会期（1970年）及び第24回会
期（1972年）において、「婦人に対す
る差別撤廃宣言」（1967年、第22回
国連総会において採択）の実施状況等を国
連が調査するよう要請するとともに、作業
部会を設け新たな国際法文書の起草作業を
開始して以来、国連において審議されてき
たものである。

本条約は、差別の定義、差別撤廃のため
の一般的措置、男女平等促進のための暫定
的措置等の一般的規定の他、参政権、婦人
及び子供の国籍等の公的権利、教育の権利、
勤労の権利、労働条件等の社会・経済関係、
私法、家族関係等を規定している。

本条約の署名については、関係各省によ
り検討が重ねられてきたが、55年6月
27日の婦人問題企画推進本部会議で申合
せがなされ、7月15日の閣議で、我が国

も署名することに決定し、14日よりコペンハーゲンで開催された世界会議における第1回署名式(7月17日ー現地時間)で、高橋展子首席代表により署名が行われた。

(第2回署名式は、7月29日に行われた)

なお、昭和55年7月30日現在の本条約の批准等の状況は次のとおりである。

署名のみ行った国 70カ国、署名、批准を行った国 5カ国、うち、第1回署名式において署名を行った国 51カ国、署名、批准を行った国 1カ国、批准書を寄託した国 1カ国、第2回署名式にて署名を行った国 5カ国

また、婦人問題企画推進本部の申合せ及び閣議決定の内容は以下のとおりである。

◎ 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約について

(昭和55年6月27日)
婦人問題企画推進本部申合せ

第34回国連総会において採択された「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」については、国内行動計画後半期における重点課題として、批准のため、国内法制等諸条件の整備に努めるものとする。

◎ 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の署名に関する閣議決定

(昭和55年7月15日)

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に署名することとする。

(3) 第28回国連婦人の地位委員会開催

1980年2月25日～3月5日、オーストリアのウィーンにて、第28回婦人の地位委員会が開催され、代表として大羽綾子氏が出席した。

主な議題は、今年7月、コペンハーゲン

において開催される1980年世界会議に向けての準備作業であり、「国連及び専門機関等において国連婦人の10年の計画を実施するためにとられた措置」、「世界行動計画の実施状況の検討、評価及び後半期の活動計画案の検討」等、国連婦人の10年前半期の活動状況の見直しと評価及び後半期の活動プログラムを検討することである。

採択された決議のうち、世界各国が後半期においてどのような活動を行うかを検討するための指針として重要な意味をもつ決議は、①1980年世界会議中に「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名式を開催することを要請したもの、②後半期の戦略として、国の開発計画、政策、(特に雇用、健康、教育の分野での計画)への婦人の参加の促進、後半期の活動プログラムには、雇用、健康、教育の機会を確保するための情報の提供の確立、教育、メディアの活用による婦人の能力の活用、男女の役割分担の変更等を実現するためのプログラムの策定等、世界行動計画の進捗の妨げとなった要因を解消し得る内容とすることを要請したもの等である。

なお、本委員会の委員国は32カ国で構成されており、アジア地域からは中国、インド、イラク、マレーシア、パキスタン及び我が国が委員国となっている。

また、我が国の現在の委員国としての任期は、本年12月までとなっているが、1980年第1通常会期経済社会理事会上において、次期委員国(1981年1月～84年12月)に当選し、引き続き委員国としての役割を果たすことになっている。

(4) 婦人の地位向上のための国際調査訓練研修所の設置

1975年国際婦人年世界大会で、婦人のための訓練研修所の設立を決議したことを受けて、国連は専門家会議を開催し、検討を重ねてきたが、1979年の第34回国連総会は、ドミニカ共和国に設置することを決定した。同研修所は、国際機関における婦人対策を主目的とし、訓練等の新しい手法を研究することとなっているが、さしあたり各国の資料収集等を中心業務として活動することとなっている。

(5) OECD婦人の雇用に関するハイレベル会議開催

婦人の雇用に関するOECDハイレベル会議が、1980年4月16日～17日、加盟国24カ国（うち大臣出席国16カ国）及びILO及びEC代表（オブザーバー）の参加を得て行われた。我が国から、高橋婦人少年局長等が出席した。

会議は、デンマークのオーケン労働大臣を議長とし、①婦人の労働への参加の増大、②労働市場におけるセグリゲーション（特定の産業、職業分野への婦人の集中）を主な議題として、①については現状分析、②については、政策課題の検討という形で行われ、各国の実情、政策及び経験について活発な意見交換の後、宣言を含むコミュニケを採択した。

また、同会議及び1977年に開催された若年失業に関するハイレベル会議の成果をふまえ、来年を目標に労働大臣会議開催が強く望まれることが確認された。

(6) ILO第66回総会開催

1980年6月4日から25日まで、「男性及び女性労働者の機会均等及び平等待遇：家庭責任をもつ労働者」（第1次討議）等を議題としてILO第66回総会が

開催された。

同議題について審議するため、委員会が設けられ「男性及び女性労働者の機会均等及び平等待遇：家庭責任をもつ労働者」についての新文書事務局案についての討議が行われた。その結果、将来採択されるべき新文書は「条約及び勧告」とすること、

1965年の「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」（第123号）を補足すること等が決定され、1981年の総会で討議が重ねられることとなった。

条約案には、①本条約は「家庭責任をもつ労働者」即ち、扶養児童及び、保護、援助を必要とする直近家族に対し責任をもち、その責任により経済活動への参加等が妨げられる男女労働者に適用すること、②当該労働者が差別を受けることなく、また、雇用と家庭責任との不一致を生じないようにして、働く権利を行使できるようにすることを国内政策の目的とすること、③雇用と家庭責任との調和が図れるような雇用条件を確保するための措置を講ずること、④婚姻上の地位、家庭状況又は、家庭責任は、雇用の拒否又は終了の正当な理由となつてはならないこと等が盛り込まれた。また、勧告案には、以上条約案に盛り込まれる事項のほか、①家庭責任をもつ労働者は、就職の準備、雇用保障等に関し、他の労働者と同一の機会及び待遇を享受すること、②パートタイム労働者及び臨時労働者の雇用条件は、フルタイム労働者及び常用労働者の雇用条件と同等であるべきであること、③パートタイム労働者は、欠員がある場合等にフルタイム雇用へ復帰する選択権を与えられること、④両親のいずれかは、出産休暇の直後に休暇をとる可能性を有すること、⑤子供及び直近家族が病気の場合に、休暇をとることができること、⑥④⑤の場合、

社会保障により財政的に補償されるべきであること、等が盛りこまれている。

なお、本総会における我が国代表团は、政労使、総勢44名であった。

<トピックス>

(1) 相次ぐ女性首長の誕生

1979年7月19日、ポルトガルでは、国連教育科学文化機構大使であったマリア・デ・ルルデス・ビルタシルゴ女史が、同国大統領の組閣要請を受け暫定内閣の首班指名を受諾し、はじめての女性首相となった(ただし、任期は、同年12月27日まで)。

また、1979年11月16日、軍事クーデターが続くボリビアでは、ボリビア国会が下院議長のリディア・ゲイレル女史を全会一致で大統領に指名した。同女史は、国民投票による正式な大統領制実施までの暫定大統領(ただし、任期は1980年6月29日に実施される選挙まで)であるが、アルゼンチンのイザベル・ペロン女史(さる1974年7月～1976年3月まで在職)に次ぐ南米2人目の女性大統領である。

1980年1月3日と6日の両日行われたインド総選挙において、インディラ・ガンジー女史のひきいる国民議会派が大勝利、3年ぶりに首相の座にかえり咲くこととなった。また、1980年6月29日に行われたアイスランド大統領選挙の結果、ビグディス・フィンボガドル女史が女性では世界で初めて国民の直接選挙により選出された元首に、またドミニカ共和国においても、1980年7月21日マリー・ユーヅニア・チールズ女史が首相に就任するなど、各国に女性首長の誕生が相次いだ。

(2) 各国で女性大臣等の誕生

アメリカでは、保健・教育・福祉省が、

保健人材省及び教育省に分離したことに伴い、1980年10月30日に、保健人材省長官にはパトリシア・パリス女史(カーター政権発足当時、住宅都市開発省-HUD-長官、7月19日に保健・教育・福祉省-HEW-長官)が、また、教育省長官には、シャーリー・ハウステドラー女史が就任した。

アイルランドでは、1979年12月11日に、メア・クイン女史がゲルタクト相(アイルランド語使用地域担当相)に就任した。同国は、第1公用語がアイルランド語、第2公用語が英語とされているが、アイルランド語を日常話す人口は、僅か52,000人程度、西部の地区に限られており、国語を保存するのが重要な仕事となっている。また、カナダにおいても、1980年3月3日トルドー新政権の下に、ベジャン厚相、エローラ国務相(鉱山担当)が誕生した他、ジャンヌ・ソーブ下院議員が4月の初旬の下院本会議で初の女性下院議長に就任した。ソーブ女史は、ジャーナリスト出身で、科学技術、環境、通信の各相を歴任している。

(3) シモーヌ・ベイユ女史、EC議長に就任

EC(欧州共同体)加盟9カ国の有権者によって直接選出された欧州議員(410人)で構成する欧州議会は、1979年7月17日、第2回投票でシモーヌ・ベイユ女史を新議長に選出した。

欧州議会は、最高決定機関の閣僚理事会、立案、執行機関の委員会、裁定機関の司法裁判所と並ぶEC(欧州共同体)の4機関の一つで、監視・諮問機関であり、欧州議会の議員は、ローマ条約で加盟国の有権者により直接選挙で選出することが定められていたが、20年近く、実現せず、1976年

の閣僚理事会で決まり、1979年6月に直接選挙が実施されたものである。

ベユ女史は、1974年にジスカールデスタン大統領の下で、フランスの厚生大臣に就任。以来、欧州議会に立候補するまでの5年間、家族手当の充実、医療対策の改善などに指導性を発揮し、とりわけ妊娠中絶自由化法案には大きな役割を果たした。

(4) マザーテレサ1979年度ノーベル平和賞を受賞

アルバニア（現在のユーゴスラビアのスコピエ）出身でローマン・カトリック教会の尼僧テレサ・ボジャージュさんが1979年度のノーベル平和賞を受賞した。同賞を女性が受賞したのはテレサ尼で6人目だが、33年間にわたり、カルカッタのスラム街でハンセン氏病患者や窮民、孤児達の救済活動が続けてきた功績が認められたものである。

(5) 国際陸連公認の第1回東京国際女子マラソン大会開催

女性のマラソンは欧州で盛んだったクロスカントリーが発展、約10年前から欧州と米国で盛んになったといわれている。記録も、この10年の間、更新に更新を重ね、男女の世界最高タイムの差は、10年前には1時間以上の差があったのに、1979年にノルウェーのワイツ夫人が出した記録は、男子のそれに19分差にせまるものであった。

日本で注目され出したのは、1974年4月に日系米国人の美智子・ゴーマン夫人が、ボストン、マラソンの女性の部で優勝してからである。この様な背景の下に、1979年11月18日・国際陸連公認の第1回東京国際女子マラソン大会が開催された。マ

ラソン・コースは、国立競技場一平和島出口往復（42,195キロ）。参加者は、外国選手9カ国18名、日本選手32名であり、このうち46名が完走した。

優勝者は、イギリスのジョイス・スミスさんであった（タイム2時間37分48秒）。

スミスさんは42才であり2児の母親である。日本人では、村本みのるさん（38才主婦）が7位にくいこんだ。